

(様式 1-3)

福島県（二本松市）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和5年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	保育所等給食検査事業	事業番号	(3)-23-5
交付団体		二本松市	事業実施主体（直接/間接）	二本松市（直接）	
総交付対象事業費		(14,808 千円) 17,008（千円）	全体事業費	(14,808 千円) 17,008（千円）	

帰還・移住等環境整備に関する目標

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、市内に多くの放射性物質が飛散し、高い放射線量が観測される状況となり、市民は、未だに多くの不安を抱えながらの生活を強いられている。

その影響は保育所等においても現れ、園内及び屋外活動時の外部被ばくや、給食による内部被ばくについても放射線の影響を考慮しなければならず、園児や保護者、教職員に不安と負担をもたらしている。

給食用に使用される食材については、提供対象が大人より放射線の身体への影響が大きいとされる0歳から6歳の園児であり、一般に流通する食材よりも高い水準の安全で安心のできる食材の提供及び提供される食材のモニタリングとその結果の公表が求められている。

これらの園児や保護者、教職員の不安を解消するため、給食用食材の測定体制を整備し、モニタリング結果を公表し、求められる安全、安心を確保し、園児が保育所等での生活においての内部被ばくを低減させる事を目的とする。

事業概要

福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が大量に飛散し、高い放射線量が観測される状況となり、放射線被ばくの影響が大きい子どもが生活する保育所等での園内及び屋外活動時の外部被ばくや、給食による内部被ばくについても放射線の影響を考慮した生活を強いられてきた。未だに、園児や保護者、教職員の不安が解消されたとは言えず、精神的な負担も継続している。

これらの園児や保護者、教職員が抱える不安を解消するため、給食用に使用される食材の検査体制を整えること及び検査結果の情報を各施設で公表すること（各施設で食材の仕入れ先が異なるため）、検査の結果基準を超えた食材の提供を控えることにより、内部被ばくのリスクを低減し、多くの園児や保護者が安全に、安心して保育所等での生活を送れるようにする。

また、測定器の信頼性や性能を維持するため、年1度の点検・校正を行うことにより、測定結果の信頼性を確保する。

1 保育所等給食検査

(1) 測定の対象

その日に使用する給食用食材の中から2品を事前に抽出する。

(2) 検査体制等

①測定器・・・各施設1台（日立アロカメディカル社製 CAN-OSP-NAI）

②測定日・・・給食を提供する日（年間約290日前後）

③測定時間・・・午前7時～午前12時の間

(3) 測定方法

測定対象食材を5mm程度のみじん切りにして行う。（食材は、0.7kg～1kgを目安とするが、重量にこだわらず、測定容器に印されたラインに過不足が無いように詰める。）

測定は、給食用食材2品をそれぞれ1回ずつ、計2回測定を行う。

測定は、測定下限値を適切に管理した上で、測定結果が2回続けて「10bq/kg」を超える

検体（当該食材）は、使用しない。（摂取制限の対象を「 $10 \text{ bq}/\text{kg}$ 以上」とする。）

（4）測定結果公表方法

各施設入口付近に当日の給食メニューと共に表示し、公表する。

（5）測定実施施設

区分	施設名	住所
保育所 (公立)	にほんまつ保育園	二本松市郭内二丁目276番地1
	あだたら保育所	二本松市岳温泉一丁目183番地
	あだち保育園	二本松市油井字田向20番地
	小浜保育所	二本松市小浜字藤町283番地
保育所 (私立)	社会福祉法人のびのび福祉会 のびのび保育園	二本松市金色417番地2
	社会福祉法人徳真会 ほうとく保育園	二本松市高田2番地1
	認定こども園 (公立)	いわしろさくらこども園 とうわこども園
認定こども園 (私立)	学校法人まゆみ学園 認定こども園子どもの館	二本松市中里49番地12
	学校法人まゆみ学園 認定こども園まゆみぱらす	二本松市油井字石倉80番地1

2 二本松市復興計画における位置付け

二本松市復興計画の「5 復興に向けた主要施策」の「施策の柱1 安全・安心のまちづくり」の「施策2 「脱原発」により放射能の不安がなく、すべての市民が生涯にわたり健康で安心して暮らせる環境づくりを推進します」の「(2) 市民の健康管理、健康づくり体制の強化」の「食育の取り組み」中、『給食食材安全性確保事業』に位置づけられるもの。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

＜令和5年度＞

1 保育所等給食検査事業

（1）上記事業概要のとおり、各施設で給食用食材の放射性物質測定を実施する。

（2）測定結果について、各施設入口等で公表する。

（3）上記事業計画で使用する測定器の信頼性や性能を維持するため、年1度の点検・校正を行うことにより、測定結果の信頼性を確保する。

＜令和6年度＞

安全・安心が確保されるまでは、令和5年度以降も、継続を予定。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

給食用食材の測定を行い、安全・安心な給食を提供することで、内部被ばくのリスク低減をはかり、園児や保護者、教職員らが抱える不安を解消し、地域内での生活を支える。

給食の提供対象は、大人より放射線の身体への影響が大きいとされる0歳から6歳の園児であり、提供する食材については、一般に流通する食材よりも高い水準で安全が確認された食材であることが、求められる。

そこで、給食用食材の測定体制を維持し、検査結果を公表することで、求められる安全・安心を確保し、園児や保護者、教職員らの不安を解消につなげ、保育所等での園児の内部被ばくリスクを低減させる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性